

水道水質検査結果

項目	水質基準値	平成25年度		
		平均	最大	最小
1 一般細菌	100個/ml以下	0	0	0
2 大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	(-)	(-)	(-)
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	(-)	(-)	(-)
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
8 六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	(-)	(-)	(-)
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.2	0.2	0.2
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	0.10	0.10
12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	(-)	(-)	(-)
13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	(-)	(-)	(-)
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	(-)	(-)	(-)
15 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	(-)	(-)	(-)
16 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	(-)	(-)	(-)
17 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
18 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
19 ベンゼン	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
20 塩素酸	0.6mg/l以下	(-)	0.11	(-)
21 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	(-)	(-)	(-)
22 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.012	0.018	0.009
23 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	(-)	0.003	(-)
24 ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	(-)	0.001	(-)
25 臭素酸	0.01mg/l以下	(-)	(-)	(-)
26 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.017	0.024	0.012
27 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.007	0.010	0.004
28 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	0.005	0.003
29 プロモホルム	0.09mg/l以下	(-)	(-)	(-)
30 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	(-)	(-)	(-)
31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.001	0.002	(-)
32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	0.03	0.02
33 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	(-)	(-)	(-)
34 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.001	0.001	0.001
35 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4.8	4.8	4.7
36 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	(-)	(-)	(-)
37 塩化物イオン	200mg/l以下	6.5	9.6	5.3
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	19	19	19
39 蒸発残留物	500mg/l以下	50	51	48
40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	(-)	(-)	(-)
41 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000002	0.000002	0.000002
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	(-)	(-)	(-)
43 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	(-)	(-)	(-)
44 フェノール類	0.005mg/l以下	(-)	(-)	(-)
45 有機物	3mg/l以下	0.7	1.0	0.5
46 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.2	6.8
47 味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
48 臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 色度	5度以下	0.5度未満	0.5度未満	0.5度未満
50 濁度	2度以下	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満
水温		18.6	29.8	8.2
残留塩素	1程度以下	0.31	0.4	0.2

(-)は、各定量下限を下回ることを示す。

水道

平成25年度 水道水質検査結果の報告

市では、皆さんに安全でおい

しい水を飲んでいただくために、毎日水質検査を行っています。平成25年度の水質検査結果は、すべての項目について水質基準に適合しており、各水質検査項目の結果は、左表のとおりです。



水道メーターの取り替えに 協力してください

水道メーター(量水器)の使用期限は、計量法で8年以内と定められていて、使用期限の近づいたメーターは、毎年計画的に取替えています。今年、7月下旬から9月に

かけて取替え作業を実施します。該当する家庭には、市が委託した指定給水装置工事業者が伺います。(水道メーター取替え業務証明書を携帯していただきます。)

取替え作業の立会いは不要ですが、敷地に立ち入る作業をしたり、作業中は一時的に断水状

態になる場合もあります。迷惑をおかけしますが、作業に対する理解と協力をお願いします。

なお、費用の負担はありません。

問合せ先
 市上下水道グループ
 ☎52111111 (内線293)